ROTARY CLUB OF FUJIMI

富士見ロータリークラブ週報

第1943回 例会 27年 1月30日(金)

【卓話:弁護士 塚越 豊様】

NO1594

2014－2－20発行

2014～2015年度

国際ロータリー会長 ゲイリーC. K. ホアン

RI会長テーマ“ロータリーに輝きを”

第2570地区 ガバナー坂本元彦

地区テーマ“行動ACTION”

【会 長】栗原 平

【副会長】下山定夫

【幹 事】柳田政男

【ＳＡＡ】山口 勇

【点 鐘】 会長 栗原 平会員

【斉 唱】 ロータリーソング

「それでこそロータリー」

【ゲスト】 虎ノ門共同法律事務所

弁護士 塚越 豊様

【会長の時間】 会長 栗原 平会員

１．会長の時間のあり方、使い方について

指名卓話

当クラブの皆様も、それぞれの職業のプロだと思います

会長がそれぞれの職業人にうかがいたい内容を**指定**させて頂き卓話をお願いしようと考えています。

２．当クラブ週報について

記録に残るものだから正確なものにしないといけない、さらなる検討が必要。 会員の皆様、週報をよく読んで、ご意見をお願いします。

３．今日の卓話について

（卓話をお願いしている経緯、経過、意図、目的について）

ロータリーの本質、真髄についての私の私見を述べながら説明します。

１．ロータリーは、職業人の集まりである。

一業種ひとり。これは、大切な事であると思います。選び抜かれたプロの職業人としての自覚がロータリアンとして大切な心構えだと思います。

２．私は、職業人としては、医者、医師である。

３．ロータリアンとしての職業奉仕は医業である

４．私の職業理念は“気安くかかれる医院とお互いに納得のいく医療”である

５．私の医師としての理念は（スライド）

科学なき医学は、力不足。

芸術なき医学は、心不足。

哲学なき医学は、意味不足。

そしてロータリーアンとして、大切と考えるのは四つのテストの１番

６．真実かどうか！（スライド）

７．真実を追究する卓話として

第１段 石山教授による

法医学における真実の探求法について

第２段は、これから卓話をお願いする

塚越弁護士による裁判における真実（刑事裁判からの視点）

石山教授において、検察の立場からの科学（法医学）を用いた真実の追求でしたが今日の塚越弁士による卓話は、弁護士として、弁護する立場から“裁判における真実”を話して頂きます

８．塚越弁護士さんの紹介です。

略歴（塚越 豊） 2015年1月30日現在

１979年（昭和54年）4月弁護士登録

（東京弁護士会31期）

虎ノ門共同法律事務所主宰（1988年・昭和63年～）

日弁連常務理事 （2010年・平成23年）

現在東京弁護士会常議員会議長

（2014年・平成26年度）

中央大学法学部講師

（1993年・平成5年～2009年・平成21年）

変わったところでは法曹界の管弦楽団（アンサンル・フォウ・ユウ）団長（2005年～）

趣味は音楽全般、楽器演奏、写真、歴史物読書、天文、トレッキング

無罪事件2件

茨城県の再審布川事件弁護団に昭和56年から加入し終盤は弁護団事務局長就任

私とは1967年～1969年まで高校の同級生

【幹事報告】幹事 柳田政男会員

１）例会変更の件

１．朝霞ＲＣ→

２月１０日（火）→２月１４日（土）

点鐘 １４時 第２グループＩＭに振替

場所 朝霞市民会館 ゆめぱれす

２．志木ＲＣ→

２月１１日(水)→祝日のため例会取消

２月１８日(水)→２月１４日(土)ＩＭ １４時

２月２５日(水)→

２月２２日(日)・２３日(月)・24日(火)

クラブ親睦旅行 場所：東北方面

３．新座ＲＣ→

２月１２日（木）⇒2月１４日（土）点鐘１４時

第２グループＩＭに振替

２月１９日（木）⇒同日 夜間例会 １７時

「会員親睦会」場所 ベルセゾン「吉祥」

４．和光ＲＣ→

２月１６日（月）⇒２月１４日（土）点鐘１４時

第２グループＩＭ 朝霞市民会館 ゆめぱれす

５．当クラブ→

２月１３日（金）→２月１４日（土）

点鐘 １４時 第２グループＩＭに振替

場所 朝霞市民会館 ゆめぱれす

２）次の書類を回覧します。

１．第２６回ＲＡＣ地区年次大会開催のご案内

２月１５日（日）点鐘 １３時

東京国際大学 第１キャンパス

２．米山記念奨学生終了式及び歓送会

２月２２日（日）受付１４：３０川越東武ホテル

３．派遣学生月次報告書

【出席報告】小椋博之会員

会員数４８名 本日出席３３名	
出席免除会員	６名
出席対象会員	２７名
出席率	７８．５７％
前々回メーキャップ	１名
前々回修正出席率７６．７４％	

【ニコニコＢＯＸ】松本伸一郎会員

栗原、横田（正）、荒城、江澤、下山、竹内会員

深谷、山口、山城、斎藤（英）会員

弁護士 塚越豊先生、雪の中、当クラブ卓話の為、ご苦労様です。

桑原福治会員

家内の誕生祝を有り難うございました。

秋元伸一郎、尾崎孝好会員

早退、致します。

横田（正）、尾崎功、桑原、長根、山城会員

前回、欠席しました。

【卓話レジュメ】

弁護士 塚 越 豊様

裁判における真実・・刑事裁判からの視点

１。真実とはどのような期待を込められて考えられているか

場面により違った視点で使用されている

２．裁判における真実とはどのように期待されているか

司直の手により真実が明らかになると思われる（捜査段階）

裁判所により真実が究明されることを期待する

裁判では真実を語って欲しい

被害者の立場から見る真実・・裁判における真実の探求とはやや性格を異にする

被疑者の立場から見る真実・・これは無辜を罰することなかれということ

国民の視点から見る真実・・適正手続の下に適正な認定がなされるべきということ

裁判における真実とは一体何か

３．刑事裁判の仕組み

・刑事裁判の目的

真実を発見し適正な刑罰権の執行をする

・・適正・安全な社会的秩序の維持

・刑事裁判の対立構造と仕組み

検察官が訴追

弁護人の弁護活動

裁判官（裁判所）の判断

・刑事裁判は被害者が求める真実なるものを発見する場か

・判断（判決に至る思考過程）の基準

検察官の主張する犯罪事実が合理的に認定できる蓋然性が提出証拠に備わっているか否かという判断手法

・我が国は証拠裁判主義・精密司法と言われる

独裁国家では我が国のような証拠裁判の施行は乏しい

・証拠裁判主義

「疑わしきは被告人の利益に」の原則

４．再審事件布川事件を若干紹介し検討

１９６７年・昭和４２年８月３０日午前茨城県の布川の居宅（成田線布佐駅から１０分程度の場所）内で６２才の男性の死体が発見された

死体解剖をしたところ、死亡推定時刻は２８日午後９時頃と推定される 警察は物色状況等を見て複数犯による犯罪と見当を付けた

１００人くらいの容疑者を別件逮捕して取調べをしたところ
２８日夜７時１０分頃に布佐駅で杉山（２１才）を見かけた人が１人いる
２８日夜７時１５分頃に犯行現場途中の橋で櫻井君(２０才)を見かけた人が５人いる
この人達は１０月以降に目撃供述をしている（５０日前の事実を証言）
２８日夜７時３０分頃に犯行現場宅前の路上に人が立っているのを見た人が２人いる内1人は櫻井君と杉山君だと断定している
この人は翌昭和４３年２月になって急に出現し目撃したと言い出すようになった
霊の存在を信じ聞こえない物が聞こえたり不吉な感を感じ取れる力があると公言している
この目撃者は７時３０分頃被害者宅前を通りかかり杉山君を見た、出先の用事を終えて９時頃現場宅前の１００メートルくらい前で杉山君を見た、さらにバイクで通りがかったときにライトの反対で杉山君と分かったと証言
２８日夜と特定したには常磐線の事故の日の翌日だという記憶があったから
２８日夜については櫻井君、杉山君が弁解できるアリバイがない

櫻井君は１０月１０日の別件逮捕当初否認していたが１５日に自白に転じた
杉山君は１０月１５日別件逮捕され当初否認していたが１６日に自白に転じた
しかし、２人の自白には変遷や不自然な供述多々指摘できる
また途中で否認に転じたりしたことがあるまた途中で否認に転じたりしたことがある
自白は、「２人は布佐駅に向かう車の中で一緒になり、駅を降りてからも一緒になるときがあったが、話をするうちに、２人とも金がないので櫻井君の知り合いであるという被害者宅に７時３０分頃に行き借金を申し出るも断られ、一旦辞去したが、９時頃再び被害者宅に行き借金を申し出たところ、強く断られたので、２人で殺して金を奪おうと思うようになり、2人で首を絞めて殺したその後物色し、２人で取った金は１０万７０００円だった、金は多く盗った杉山君が櫻井君に４万円ほど分配し、２人は翌日、競輪ですべて使ってしまった」という内容

両名には犯行を認める供述をした録音テープ（１時間位）がある
櫻井君には窃盗歴があり別件の窃盗は認めている
杉山君は暴力行為、恐喝等歴があり別件恐喝は認めている
被害者宅内には両両名の指紋や足跡はみつかってない
物証は一切ない・・犯人と結びつくものはない

裁判の経過
１９６７年・昭和４２年１０月１０日櫻井君が逮捕され、15日に杉山君が逮捕され、１２月２８日に強盗殺人で起訴され、一審、控訴審、上告審でいずれも有罪
上告棄却は逮捕後およそ１１年の１９７８年・昭和５３年７月
最高裁も有罪・・最高裁の論理
自白は任意になされた
自白は信用出来る
２８日当日の櫻井君杉山君の移動に伴った場所での目撃者が複数いる
犯行現場宅前で見たという目撃証言はあやしいところもあるが信用できる
これら証拠は、情況証拠として自白の補強どころか、犯罪事実を立証し得ている
両名のアリバイは信用できない
両名が真犯人であることに合理的な疑いを差し挟む事実証拠を発見する事ができなかつた
「疑わしきは被告人の利益に」の原則は機能しているか
言うまでもなく機能していない
疑わしきは被告人の不利益にという考えを作り出したに等しい
両君は結局刑務所に行き、無期懲役の刑に服した
千葉刑務所収監後の昭和５８年に第一次再審請求
１９９２年・平成４年第一次再審請求棄却
１９９６年・平成８年両名は仮釈放で娑婆に戻る
２０００年・平成１２年第二次再審請求
２００９年・平成２１年再審開始決定確定
２０１１年・平成２３年５月再審無罪
（東日本大震災で２ヶ月延期された）
最高裁決定（有罪を導いたもの）はついに覆された
どうして確定審裁判はいずれも有罪と認定したのか
限界
裁判はすべて証拠に基づき事実認定がされるので
証拠力による限界がある
真実はそうした証拠の力により左右されるもの
真実は相対的なもの
科学とは大いに異なる
司法権の役割と機能
可能な限り真実を探求することが重要より真実に近い事実が探求されなければならない

５．問題点
捜査当局の問題点
捜査当局の証拠隠しの実態
捜査当局の筋書き・・難しい引き返し
一旦動き出し方向性が決まるとその筋書きに合うものの実を求める
事実は捜査当局が作るものという傾向
不利な証拠じゃ公判に出さず証拠を捜査する

裁判所の問題点
有罪方向の証拠と無罪方向の証拠あるも、裁判所は無罪方向証拠を軽視または無視
客観的証拠は内にもかかわらず曖昧な情況証拠の証拠の証拠力をかさ上げ評価する
裁判所はチェックの役割を果たさず、果たせずに追認する
裁判所は検察官を擁護する傾向が強かった
・・次ぎのような言い回し
①自白で物色下とされる箇所に指紋が発見されないとしてもそれだけで犯人ではないと言えない
②目撃証言は曖昧ではあるが、見たという事については一環しており信用出来る
③毒薬の一部の成分が検出されないとしても消失した可能性がありそれだけで被疑者が使用した毒薬と異なるとは直ちに言えない
④凶器が自白によるも発見されないとしてもそれだけで自白の信用性がないとまでは認められない
ここで言えること
結局刑事裁判の判決は真実を追究した上でのものではない
裁判所の認識を示すものである
裁判とは認識なのだ
真実そのものではなく、証拠による判断作用
・・つまり認識を示したもの

6, 科学裁判なるものの危険性
ＤＮＡ鑑定や血液鑑定、その他の法医学鑑定
危険な側面が同居
弘前大学助教授夫人殺し事件の古畑種基東大名誉教授の血液鑑定
足利事件でのＤＮＡ鑑定
科学的証拠というのは危険と隣り合わせ
古畑鑑定は米谷事件、梅田事件、松山事件でも全面的に信用性が否定された

7, 再審の申立が多く存在する理由
日弁連再審部会での実態
数多くの支援申立とその理由
支援決定案件
現在10件ある・袴田、名張、福井、大崎、等々

8, 裁判における真実発見は限界があるが、国家レベルでの真実発見はさらに複雑・・太平洋戦争での教訓

9, 真実とは、権力による正当化がなされた、権威づけられた事実という一面がある
制度維持、社会秩序の維持の下に擬制化された事実とも言える
ここには本来的真実とは違った事実が見られる
これが真実だとして対処することの必要性が前面に出ることあり
そして人々は目をつぶりこれを受け入れる
受け入れることによりそれを真実化させ、風化させる・・一丁上がり
本来の意味である真実はここでは妥当性がない

まとめ
真実なるものを考えることは、どの土壌で見るかによりその中身が決せられる
科学の世界と異なり、裁判制度の中では、相対的なもの
真実なるものを考えるには分析的に見るスタンスが必要
真実とは観念的に存在するものの、これを可視化することはできない
真実とは、一定の民主的ルールに従い相対的に認められた合理的事実を言う
真実とは、これを得ようと求める姿勢こそに価値を見いだせるもの
真実に近い認識をさせるために真実把握に近づく努力が大切

真実は近づく姿勢、解明する姿勢にこそ価値があるものと思う

【お礼】
会長　栗原平会員
素晴らしいお話を有難うございました。

【点鐘】会長　栗原　平会員

例会日　毎週金曜日
時　間　12:30～13:30
事務所　〒354－0022
富士見市山室2－10－10　島田ビル201号
電　話　049－251－6596　FAX049－252－3848
例会場　島田ビル1F
Eメール　fujimi-rc@nifty.ocm

会報･IT委員会
委員長　萩原喜八郎　副委員長　長根章浩
委員　森田仁一　平岡直也　尾崎孝好
松本伸一郎　柳　裕二
吉原孝好　浅見隆広
本日の週報担当:委員長　萩原喜八郎会員